

資料 2

減災対策協議会規約
流域治水協議会規約

十勝川外減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「十勝川外減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、十勝川等における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、帯広開発建設部、釧路地方気象台、十勝総合振興局、十勝管内市町村が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として設置する。

(事業)

第3条 洪水の浸水想定等の水害リスク情報及び水防に係る情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(組織)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には会長、副会長を置き、会長は帯広開発建設部長を、副会長は十勝総合振興局長をあてる。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理し、会長不在のときは副会長が事務を掌理する。
- 4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

(対象河川)

第5条 協議会の対象河川は、別表2とする。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長、副幹事長を置き、幹事長は帯広開発建設部次長を、副幹事長には十勝総合振興局帯広建設管理部事業室長をあてる。

- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事長不在のときは副幹事長が幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。
- 7 幹事長は、幹事会の同意を得て、水防に係る情報等の共有を図ることを目的に、必要に応じて別表3にある機関を参集することができる。

（会議の公開）

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

- 第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

- 第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、帯広開発建設部 治水課及び十勝総合振興局帯広建設管理部 治水課に置く。
 - 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（雑則）

- 第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会の決定によるものとする。

（附則）

- 第11条 本規約は、平成28年6月9日から施行する。
本規約は、平成29年6月29日から施行する。
本規約は、平成30年2月27日から施行する。
本規約は、平成30年7月9日から施行する。
本規約は、令和2年7月13日から施行する。

本規約は、令和3年7月5日から施行する。

別表1 (協議会)

機 関 名	委 員
帯広開発建設部	部 長 (会長)
十勝総合振興局	局 長 (副会長)
十勝総合振興局	副局長
釧路地方气象台	台 長
帯広市	市 長
音更町	町 長
士幌町	町 長
上士幌町	町 長
鹿追町	町 長
新得町	町 長
清水町	町 長
芽室町	町 長
中札内村	村 長
更別村	村 長
大樹町	町 長
広尾町	町 長
幕別町	町 長
池田町	町 長
豊頃町	町 長
本別町	町 長
足寄町	町 長
陸別町	町 長
浦幌町	町 長
北海道警察釧路方面本部	警備課長
帯広警察署	署長
池田警察署	署長
本別警察署	署長
新得警察署	署長
広尾警察署	署長
陸上自衛隊第5旅団	第5旅団司令部第3部長
とちろ広域消防局	局長
日本放送協会帯広放送局	局長
北海道旅客鉄道株式会社釧路支社	支社長
北海道電力株式会社新得水力センター	所長
電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所	所長

別表2 (対象河川)

機関名	対象河川名	関係市町村
帯広開発建設部	十勝川水系十勝川、音更川、札内川、利別川、浦幌十勝川、浦幌川、下頃辺川、戸蔦別川、然別川、帯広川、士幌川、途別川、猿別川、礼文内川、牛首別川、久保川、礼作別川、三線川、本別川、美里別川、売買川、美生川、十日川、十弗川、浦幌十勝導水路	帯広市、音更町、士幌町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、浦幌町
十勝総合振興局	十勝川水系十勝川、カカビラ川、カカ川、浦幌川、十勝静内川、ホト川、常室川、瀬多来川、仁生川、川流布川、浦幌村社川、旧ホト川、上旅来川、安骨川、背負川、背負分線川、下牛首別川、礼文内川、旧利別川、コノ川、牛首別川、農野牛川、上農野牛川、久保川、造林沢川、山蔭川、小川、育素多川、礼作別川、打内川、利別川、十弗川、アネツ川、清見二線川、オクッ川、四線川、七線川、北九線川、十日川、小村川、高島十五線川、ハンク川、ペンク川、三線川、跡見川、親牛別川、居辺川、ワッカソネツ川、押帯川、美蘭別川、蘭辺川、ホナイ川、本別川、モップ川、美里別川、芽登川、イシ川、旭ヶ丘川、キトウシ川、オネ川、オナン川、オナン一号沢川、ホカビリベツ川、下ホカビリベツ川、ビリベツ一号沢川、ハンク仙美里川、ペンク仙美里川、足寄川、稲牛川、螺湾川、茂螺湾川、茂足寄川、佐野川、下ワシッ川、上ワシッ川、塩幌川、ペンクトブシ川、大誉地川、ペンクンベツ川、斗満川、ホントマム川、陸別川、清水川、宇遠別川、勲禰別川、陸別熊の沢川、上統内川、新川、明新川、猿別川、旧途別川、稲士別川、須田川、茂登谷川、恩根内川、糠内川、牧場川、サラベツ川、サツェルベツ川、イラタキ川、新オクッ川、途別川、千住川、古舞川、メソ川、士幌川、長流枝内川、伊忽保川、サクシユルベツ川、共成川、北開川、札内川、売買川、機関庫の川、第二売買川、売買川分水路、ヌック川、カネ川、戸蔦別川、岩内川、南岩内川、北岩内二の沢川、ウエダ川、ホリネツ川、ビリカハタ沢川、恵津美川、オナイ川、帯広川、旧帯広川、ウツベツ川、柏林台川、第二柏林台川、イナイ川、	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

	新帯広川、雄馬別川、音更川、鈴蘭川、第二鈴蘭川、エト [°] 川、ウツ [°] 川、ナイイ川、糠平川、幌加川、滝の沢川、幽雲川、伏古別川、伏古川、然別川、鎮鍊川、ハキ [°] 川、万年川、ハンケ [°] 川、ホンハンケ [°] 川、ハンケ [°] 川、瓜幕川、ハンケ [°] ハ [°] ウ [°] 川、上ホナイ川、オウ [°] 川、シシカ [°] ハ [°] ツ川、シ [°] サ [°] ハ [°] ウ [°] 川、西士狩川、美蔓川、美生川、ニナイ川、トヤマ川、ヒ [°] ハ [°] イ川、奥の沢川、美馬牛川、ヒ [°] ウ [°] 川、吉井川、芽室川、御影川、渋山川、ハンケ [°] ホナイ川、久山川、イノ川、豊郷川、ホネツ [°] 川、佐幌川、小林川、ハ [°] ケ [°] ハ [°] ツ川、ナイ川、金平川、イシマ [°] ハ [°] ツ川、ハンケ [°] オ [°] イ川、ハンケ [°] オ [°] イ川、広内川、ハンケ [°] 新得川、九号川、清水 [°] ハ [°] ウ [°] 川、ハンケ [°] ニコ川、ハンケ [°] ニコ川、ハンケ [°] ナイ川、オウ [°] 川、ヒ [°] シ [°] チ [°] ナイ川、ニ [°] ハ [°] ツ川、ト [°] ム [°] ラ [°] ウ [°] 川、ホ [°] ト [°] ム [°] ラ [°] ウ [°] 川、ユ [°] ト [°] ム [°] ラ [°] ウ [°] 川、カムイ [°] チ [°] ナイ川、ヌ [°] ト [°] ム [°] ラ [°] ウ [°] 川、東沢川、ト [°] カ [°] リ [°] ウ [°] シ [°] ハ [°] ツ川、オ [°] フ [°] タ [°] シ [°] 川、タ [°] ヤ [°] 川	
十勝総合振興局	厚内川水系厚内川	浦幌町
十勝総合振興局	長節川水系長節川	豊頃町
十勝総合振興局	湧洞川水系湧洞川	豊頃町
十勝総合振興局	生花苗川水系生花苗川、キモントウ川、一の沢川	大樹町
十勝総合振興局	当縁川水系当縁川、忠類幌内川	大樹町、幕別町
十勝総合振興局	歴舟川水系歴舟川、振別川、東川、歴舟中の川、ヌビナイ川	大樹町
十勝総合振興局	紋別川水系紋別川	大樹町、広尾町
十勝総合振興局	豊似川水系豊似川	広尾町
十勝総合振興局	楽古川水系楽古川	広尾町
十勝総合振興局	広尾川水系広尾川、西広尾川	広尾町
十勝総合振興局	直別川水系直別川	浦幌町

別表3 (幹事会)

機 関 名	幹 事
帯広開発建設部	次長（幹事長） 公物管理課長 治水課長 帯広河川事務所長 池田河川事務所長 防災対策官
十勝総合振興局	地域創生部地域政策課主幹 帯広建設管理部事業室長（副幹事長） 帯広建設管理部地域調整課長 帯広建設管理部維持管理課長 帯広建設管理部治水課長
釧路地方気象台	防災管理官 帯広測候所長
帯広市	総務部危機対策課長
音更町	総務部危機対策課長
士幌町	総務企画課長
上士幌町	総務課長
鹿追町	町民課長
新得町	総務課長
清水町	総務課長
芽室町	総務課長
中札内村	総務課長
更別村	総務課長
大樹町	総務課長
広尾町	企画課長
幕別町	住民福祉部防災環境課長
池田町	総務課長
豊頃町	総務課長
本別町	住民課長
足寄町	総務課長
陸別町	総務課長
浦幌町	総務課長
北海道警察釧路方面本部	警備課長補佐
帯広警察署	警備課長
池田警察署	警備係長
本別警察署	警備係長
新得警察署	警備係長

広尾警察署	警備係長
陸上自衛隊第5旅団	第4普通科連隊 第3科長 第5特科隊 第3科長 第5戦車大隊 連絡幹部
とちぎ広域消防局	消防救助課長
日本放送協会帯広放送局	メディア部副部長
北海道旅客鉄道株式会社釧路支社	次長（企画）
北海道電力株式会社新得水力センター	土木課長
電源開発株式会社東日本支店上士幌電力所	所長代理

十勝川流域治水協議会 規約 (改定案)

(設置)

第1条 「十勝川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、十勝川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は帯広開発建設部長を、副会長には十勝総合振興局長をあてる。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理し、会長不在のときは副会長が事務を掌理する。
- 4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(企業、学識経験者等)を参加させることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は帯広開発建設部次長(河川・道路)を、副幹事長には十勝総合振興局帯広建設管理部事業室長をあてる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事長不在のときは副幹事長が幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(企業、学識経験者等)を参加させることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 十勝川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

- 3 「流域治水プロジェクト」の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、帯広開発建設部治水課、十勝総合振興局帯広建設管理部事業室治水課に置く。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月18日から施行する。
本規約は、令和3年3月5日から施行する。
本規約は、令和4年●月●日から施行する。

別表1 (協議会)

機関名	委員
帯広開発建設部	部長 (会長)
十勝総合振興局	局長 (副会長)
十勝総合振興局	副局長
釧路地方気象台	台長
帯広市	市長
音更町	町長
士幌町	町長
上士幌町	町長
鹿追町	町長
新得町	町長
清水町	町長
芽室町	町長
中札内村	村長
更別村	村長
幕別町	町長
池田町	町長
豊頃町	町長
本別町	町長
足寄町	町長
陸別町	町長
浦幌町	町長
十勝東部森林管理署	署長
十勝西部森林管理署	署長
十勝西部森林管理署東大雪支署	支署長
森林整備センター北海道水源林整備事務所	所長

別表2 (幹事会)

機関名	委員
帯広開発建設部	次長（河川・道路）（幹事長） 公物管理課長 治水課長 農業整備課長 帯広河川事務所長 池田河川事務所長 防災対策官
十勝総合振興局	地域創生部地域政策課主幹 産業振興部整備課長 産業振興部調整課主幹（事業企画） 産業振興部林務課長 森林室森林整備課長 帯広建設管理部事業室長（副幹事長） 帯広建設管理部地域調整課長 帯広建設管理部維持管理課長 帯広建設管理部治水課長
釧路地方气象台	防災管理官 帯広測候所長
帯広市	総務部危機対策課長
音更町	総務部危機対策課長
士幌町	総務企画課長
上士幌町	総務課長
鹿追町	町民課長
新得町	総務課長
清水町	総務課長
芽室町	総務課長
中札内村	総務課長
更別村	総務課長
幕別町	住民福祉部防災環境課長
池田町	総務課長
豊頃町	総務課長
本別町	住民課長

足寄町	総務課長
陸別町	総務課長
浦幌町	総務課長
十勝東部森林管理署	次長
十勝西部森林管理署	次長
十勝西部森林管理署東大雪支署	森林技術指導官
森林整備センター北海道水源林整備事務所	次長